

伊方原発をとめる会 第5回定期総会議案

2015年9月20日（日）13時開場

13時30分～16時30分

於：松山市男女共同参画推進センター5F 大会議室



伊方原発をとめる会

790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3ハヤシビル3F

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

HP <http://www.ikata-tomeru.jp>

日 程

【講演】

13:30 開会挨拶 (草薙順一事務局長)

講師紹介 (奥田恭子)

講 演

「自然豊かな日本と”原発”」

反原発・かごしまネット代表

ストップ再稼働！ 3.11 鹿児島集会実行委員会事務局長

向原祥隆 (むこはらよしたか)

質疑応答

14:50 講演終了

【第4回定期総会の議事次第】

15:00 進行・議長選出

議長就任 () ()

伊方原発運転差止訴訟弁護団 ()

経過報告とふり返り ()

決算報告 ()

会計監査報告 ()

活動方針案・予算案の提案 ()

質疑・討論 (総括・会計・方針とも)

役員の提案 ()

承認・採択

議長退任

閉会あいさつ ()

終了

講演

「自然豊かな日本と“原発”」

反原発・かごしまネット代表
ストップ再稼働！3・11 鹿児島集会実行委員会事務局長

向原祥隆



向原祥隆 (むこはら よしたか)

1957 年鹿児島県生まれ。1980 年京都大学農学部卒業。広告出版会社を経て 92 年 Uターン。94 年に図書出版の南方新社を設立し代表取締役。400 点を出版、現在に至る。2012 年、鹿児島県知事選に立候補し 20 万 518 票を得る。ストップ再稼働！3.11 鹿児島集会実行委員会 事務局長、反原発・かごしまネット代表。著書に『地域と出版』（南方新社、2004）、『海辺を食べる図鑑』（同、2015）。

水温水平分布（満潮）

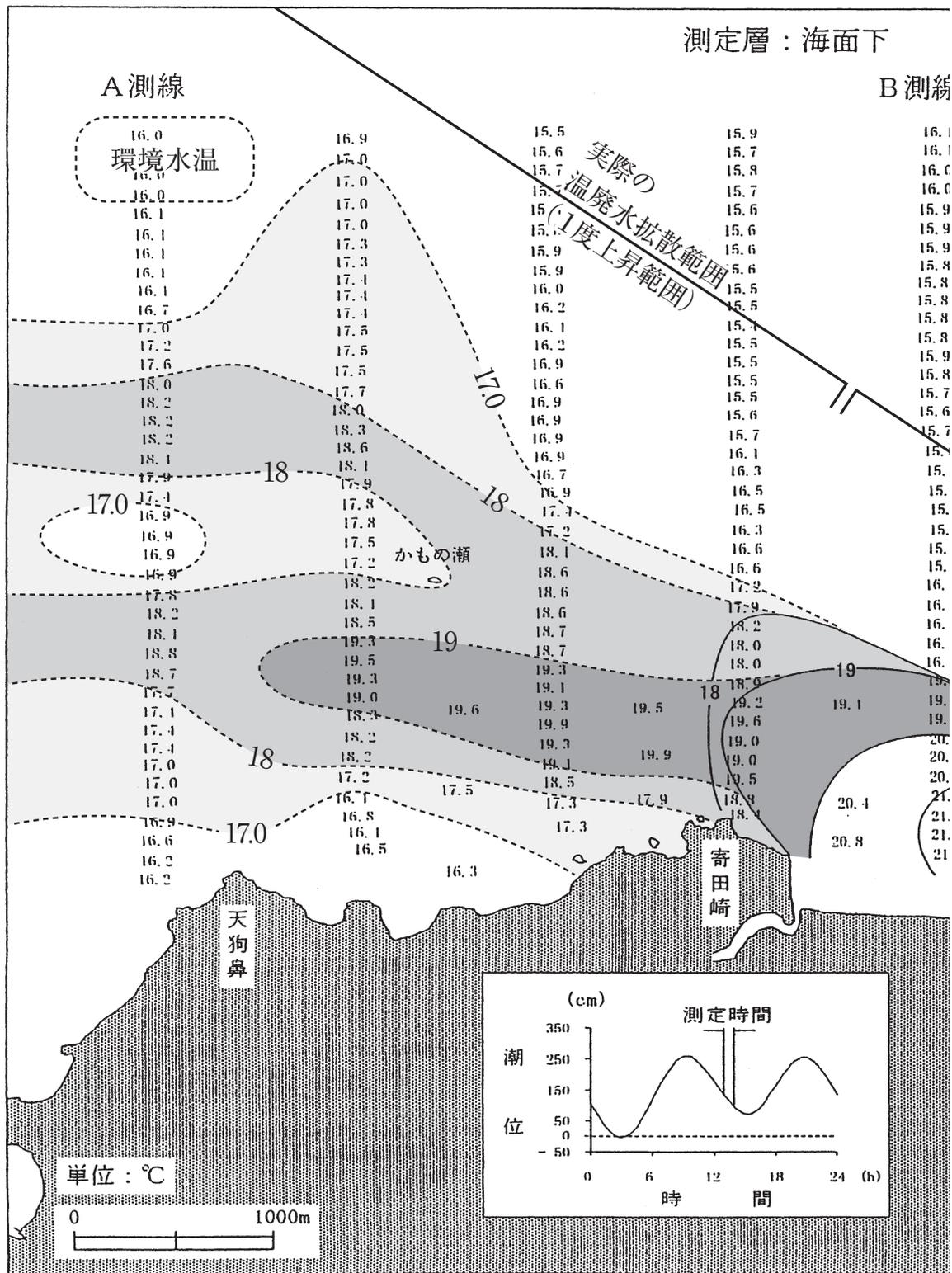


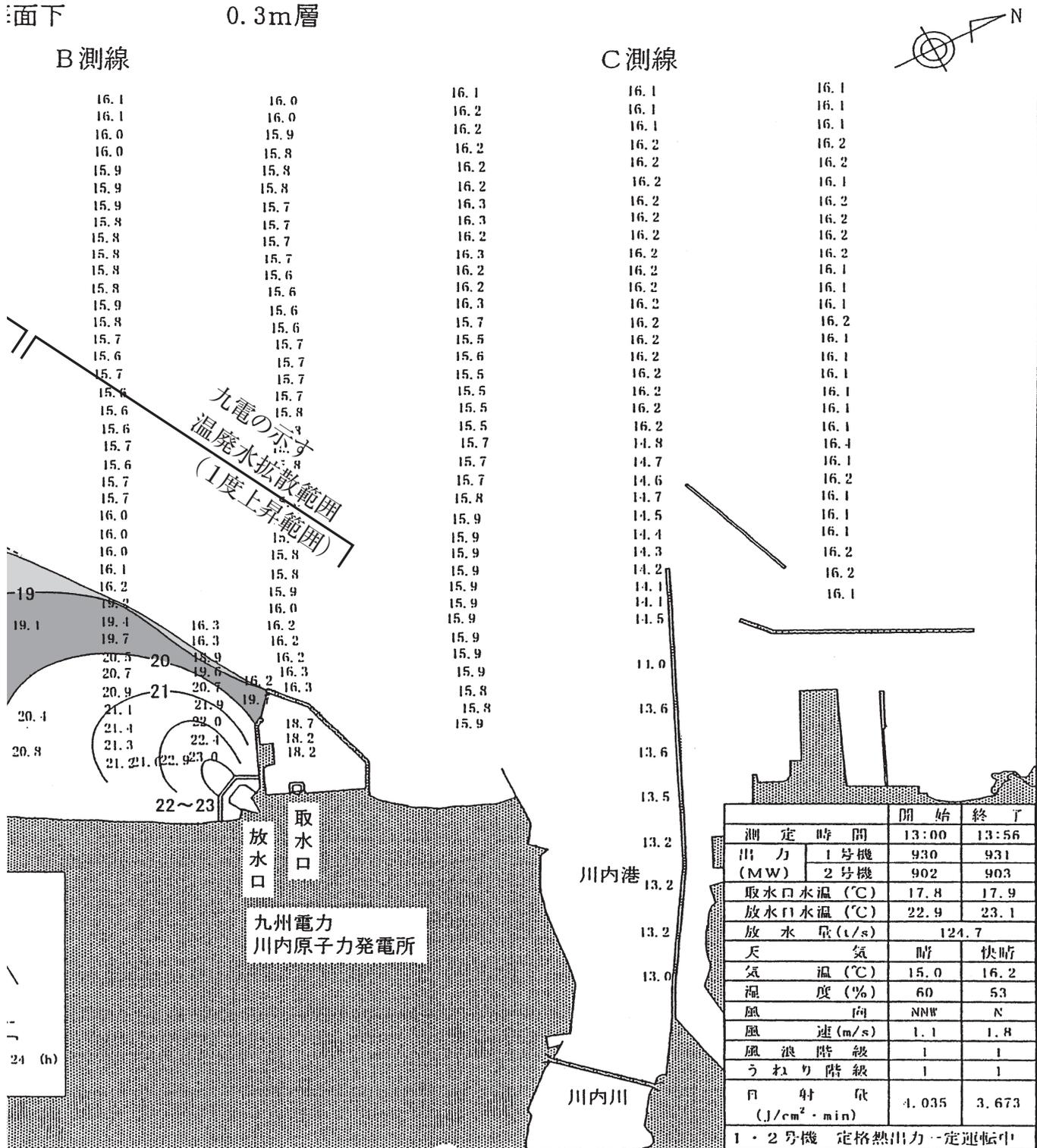
図1 九電による等温線の偽造例（鹿児島県への報告書より）

九電は毎年海水温を調査して鹿児島県へ報告している。九電は現在稼働している「1、2号機の温廃水の拡散範囲（1度上昇範囲）は2km内外」としてきた。九電の1度上昇を示す等温線は「2km」内外だが、その外側にも18度、19度の高温域が見られる。

潮

下げ潮・干潮・上げ潮

調査日：平成19年2月4日



下げ潮は、おおむね岸に沿って南に流れる。環境水温が16度だから17度の1度上昇ラインを引くと実際の拡散範囲は「2km」内外ではなく、はるかに広く5kmを越えていることが分かる。18度ラインも沖合の小島・かもの瀬で分流して南へ5kmを越えている。

3「1、1度上

夏季，満潮時

測定層：海面下

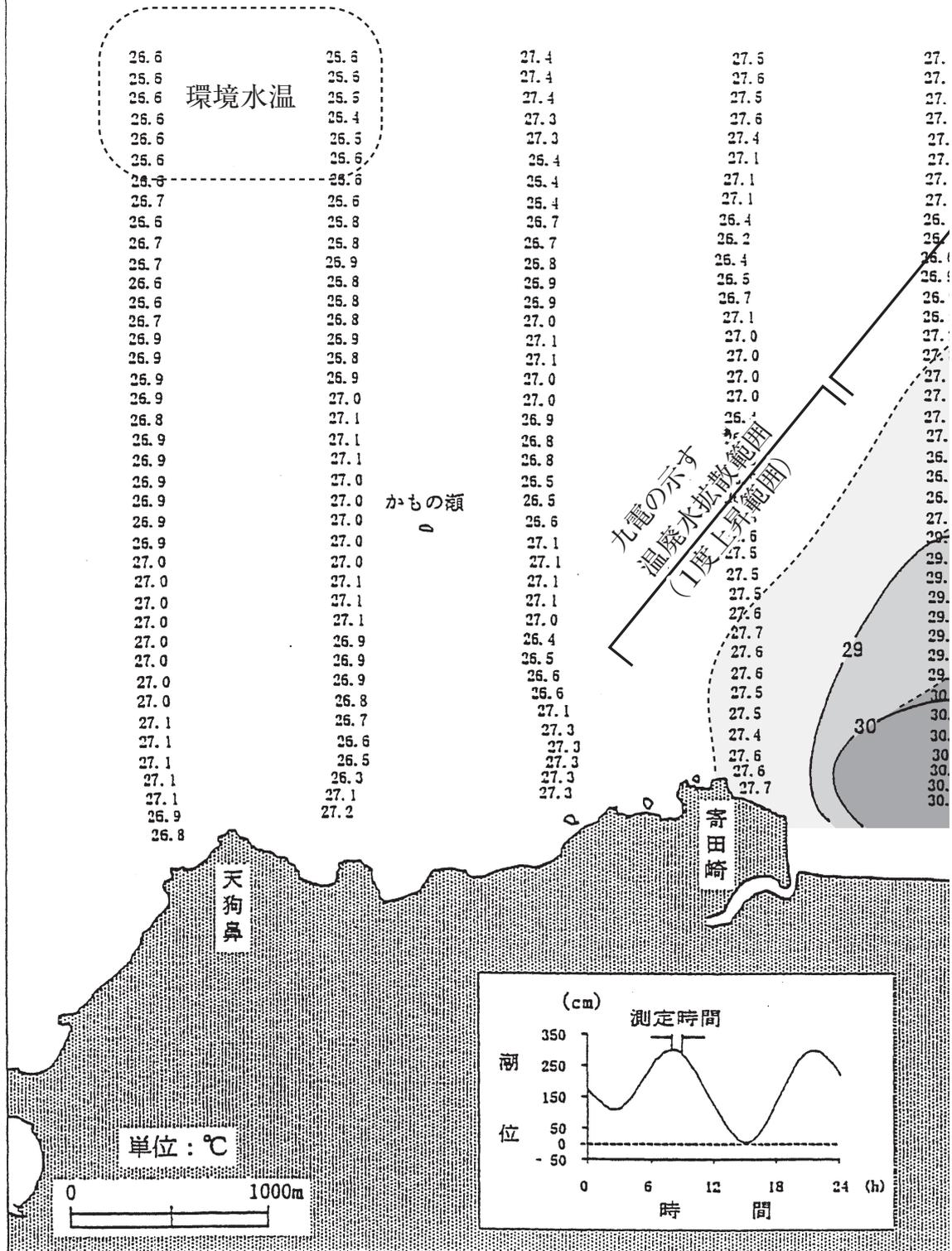
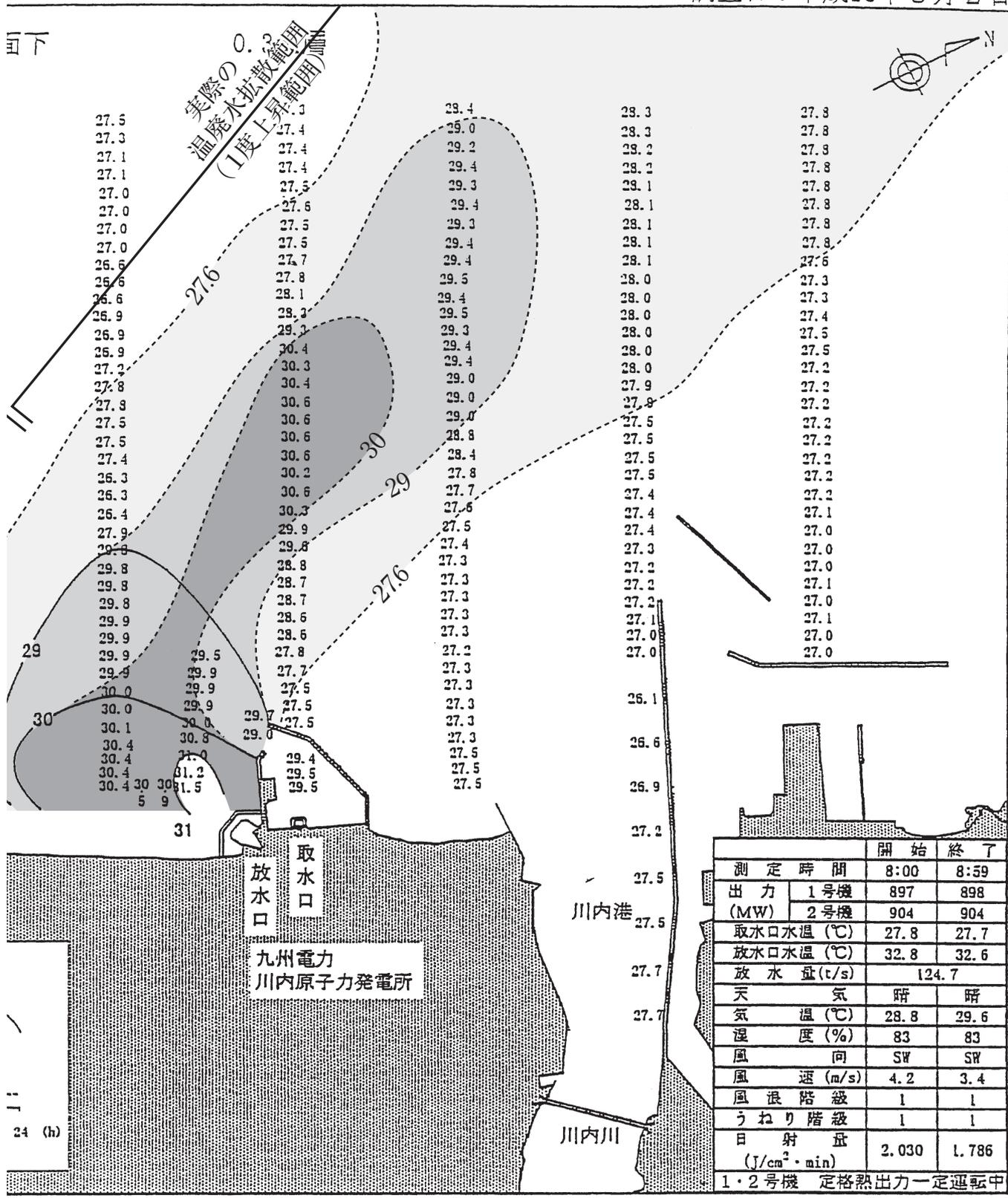


図2 九電による等温線の偽造例 (鹿児島県への報告書より)

九電の1度上昇を示す等温線は「2km」内外だが、その外側にも29度、30度の高温域が見られる。

調査日：平成16年8月2日



上げ潮は、おおむね北方向ないし沖に向かって流れる。この図は満潮で上げ止まりを示している。環境水温が26.6度だから27.6度の1度上昇ラインを引くと実際の拡散範囲は「2km」内外ではなく、はるかに広く5kmを越えていることが分かる。

高温

経過とふりかえり・到達

はじめに

原発は国策です。伊方原発の再稼働をねらった国と事業者、そして追随する動きが急展開です。原発の再稼働は必要ありません。事業者と一部の利権者のみが必要としているだけです。原発再稼働は、拝金主義、棄民主義、無責任主義です。

去る9月2日に、八幡浜市長は愛媛県知事に対して、伊方原発再稼働を了承し、「リスクに見合う経済的援助」を要請しました。住民を侮辱していますし、恥ずかしい限りです。拝金主義そのものです。

次に棄民です。原子力規制委員会は、住民避難は規制基準の対象外にしています。住民避難を規制基準にすれば、人口密集のわが国では原発稼働の場所はないからです。住民避難を原発立地自治体に押しつけていますが、どんな住民避難計画を策定しても机上の空論です。

米国ニューヨーク州ロングアイランドにあるショーラム原子力発電所は住民避難の策定ができなくて廃炉が決定されました。もし、住民の安全な避難計画が策定できなければ、IAEA（国際原子力機関）の定める「5層の防護」に違反します。「5層の防護」は、原発の安全対策（第1～第3層）に加えて、過酷事故が起きた際の対策（第4層）、放射能が放出された際の対策（第5層）からなるものです。

日本もIAEA基準に拘束されています。従って、伊方原発再稼働は、避難計画が机上の空論である以上、IAEA基準を無視しており、伊方原発は廃炉しか選択肢はありません。あえて再稼働するのであれば、IAEA基準に違反した棄民政策です。

最後に無責任主義です。福島原発事故では誰も責任をとっていません。この無責任体制のもとで、伊方原発を再稼働させることは許されません。

事務局長 草薙順一

一 経過報告日誌

【2014年】

09/20 第4回定期総会	11/25 第95回事務局会
09/30 第90回事務局会	11/27 大津地裁で大飯3、4号機と高浜原発3、4号機の仮処分決定
10/02 街頭署名行動	11/28 福島の飛田晋秀さんに最近の福島の写真について問い合わせ
10/05 ニュースNO.12編集会議	12/09 第96回事務局会
10/09 ニュース発送作業（ニュースNO.12）	12/12 伊方650ガルで確定に（規制委の石渡委員「さらに審査する論点はない」）
10/16 大三島で原発問題学習会（15名参加）	12/12 弁護士会議
10/17 第91回事務局会	12/15 第97回事務局会
10/23 第40回拡大幹事会	12/16 第42回拡大幹事会
10/24 第92回事務局会	12/23 「自然エネと原発」を考える集会
10/29 第9回口頭弁論	12/24 伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会に公開質問
11/05 第93回事務局会	12/24 松山地裁へ「早期に伊方原発運転差し止め判決を求める署名」を提出（94,246筆）
11/08 坊ちゃん広場署名行動（9名）	
11/11 第94回事務局会	
11/18 第41回拡大幹事会	
11/21 「自然エネ買取り保留」撤回の要請・申し入れ	

12/26 松山地裁へ追加署名提出(706筆で計94,952筆)

【2015年】

01/08 第98回事務局会
01/16 松山地裁民事第2部に署名を2,139筆追加提出し累計97,091筆
01/19 第99回事務局会
01/20 第43回拡大幹事会
01/22 ニュースNO13発送作業(14名)
01/23 原告意見陳述冊子編集委員会(第1回)
01/24 川内原発再稼働に反対する「鹿児島集会」へメッセージ(奥田)
01/28 弁護団会議/冊子編集委員会(第2回)
01/29 宇和島市役所へ「飛田晋秀」写真展の要請・使用申請/宇和島市長と面談(6名)
02/04 愛媛県・原子力安全専門部会傍聴(和田、八木)
02/05 第100回事務局会議
02/10 第10回口頭弁論
02/12 松山市総務理財委員会傍聴(1名)
02/16 愛媛県・原子力安全専門部会傍聴(草薙、和田)
02/19 冊子編集委員会(第3回)
02/20 八幡浜で講演会(講師に中川弁護士)
02/23 第101回事務局会議
02/27 県議会請願(紹介議員=逢坂節子、村上要、石川稔、佐々木泉、阿部悦子)
03/01 友好団体主催の広瀬隆講演会会場で飛田晋秀写真展(80枚、ケーブルテレビ取材あり)
03/02~11 宇和島市役所ロビーで飛田晋秀写真展(80枚、ケーブルテレビ取材あり)
03/05 第102回事務局会
03/11 伊方原発をとめる3・11愛媛集会とデモ(300人参加)
03/13 6月7日のデモ届け
03/16~20 宇和島市役所吉田支所の新棟ロビーで飛田晋秀写真展(80枚を展示)
03/19 第103回事務局会
03/21、22 大洲ユネスコ協会での飛田晋秀写真展示(32枚を展示)
03/22 井戸謙一講演会(元裁判官・弁護士)(200名参加)
03/23~30 鬼北町中央公民館での飛田晋秀写真展(56枚を展示)
03/24 第45回拡大幹事会
03/26 県伊方原発環境安全管理委員会・原子力安全専門部会傍聴(和田)
03/27 ニュースNo14編集会議
03/30 県伊方原発環境安全管理委員会・環境専門

部会(和田)、環境安全管理委員会(和田)
03/31 第104回事務局会
04/01 ブックレット・伊方原発運転差止訴訟「原告の叫び」発行
04/02 航空機衝突についての四国電力回答に関し知事宛申し入れ
04/09 ニュースNo14の発送作業
04/12 県議会議員選挙結果
04/13 第105回事務局会
04/14 高浜原発3・4号機の運転差止め決定(現地取材に派遣)
04/20 第46回拡大幹事会
04/21 第11回口頭弁論(参加約100名、報告集会R二番町ビル約80名)
04/21 伊方原発環境安全管理委・原子力安全専門部会(高知、香川からも傍聴者)
04/22 鹿児島地裁で川内原発1、2号機の運転差止め仮処分の却下
04/23~5/12 西予市で飛田晋秀写真展
05/03 憲法集会(飛田晋秀写真展示、ブックレット「原告の叫び」頒布、映画チケット頒布)
05/08 第106回事務局会
05/09 弁護団会議
05/10 映画「日本と原発」上映会(300名)
05/12 第107回事務局会
05/17 「ライブ・アースまつやま」に展示設置
05/20 第108回事務局会
05/20 原子力規制委員会が「審査書案」公表/審査書案の撤回申し入れ/記者会見
05/25 第47回拡大幹事会
05/27 「徳島原発ゼロの会」に6・7集会参加要請
05/29~6/7 「集会準備ニュース」NO.1~4
06/01 第109回事務局会
06/05 第110回事務局会
06/07 伊方原発再稼働やめよ!!6・7大集会(2500人参加)
06/08 知事宛に6・7集会決定を提出/6・7集会決議を知事宛提出(新任の原子力安全対策推進監との面談要求)
06/12 伊方原発3号機「審査書」(案)を読み解く学習会(その1)田中三彦講師
06/15 伊方原発3号機「審査書」(案)を読み解く学習会(その2)立石雅昭講師
06/16 第111回事務局会(1)
06/17 「STOP!伊方原発・南予連絡会」が発足
06/19 第111回事務局会(2)/県の原子力安全推進監との面談を再度要請
06/22 松山市議会に請願提出
06/23 弁護団会議/原子力安全対策課から(翌日午前なら面会可との連絡)

06/23 第48回拡大幹事会	働」を主張
06/24 原子力安全対策課に複数日程示を求めた	08/10 臨時事務局会
06/29 第112回事務局会	08/11 知事申し入れ／記者会見（川内原発再稼働問題／原子力安全専門部会問題）
06/29 松山市議会総務理財委員会で請願趣旨説明（事務局）	08/12 第115回事務局会
06/30 県議会請願 紹介議員 5 名（逢坂節子、石川稔、村上要、田中克彦、渡部伸二）	08/19 県伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会傍聴（和田、松浦）／松山市議会総務理財傍聴（奥田）
07/02 運転差止訴訟の進行協議（松浦、和田）	08/21 第116回事務局会
07/03 ニュースNO.15 発送作業	08/22 2つに分けた請願・陳情案作成
07/04 伊方周辺8県連絡会（広島1、徳島1、香川1、愛媛4）	08/23 弁護士会議（松浦、和田）
07/06 ニュースNO.15 発送作業（続）	08/26 内子町議会請願、大洲市議会請願、伊方町へ陳情2本送付、高知県内全議会へ「公開討論会」陳情書を送付／
07/08 県議会「エネルギー危機管理対策特別委員会」傍聴（和田）	08/27 香川県内市町に陳情2本とも送付
07/09 第113回事務局会	08/27 第50回拡大幹事会
07/14 第12回口頭弁論（原告陳述：森瀧春子、遠藤素子）	08/28 第117回事務局会
07/15 伊方3号機の「審査書」確定に対し記者会見（須藤、村田、和田、松浦、中尾、島本）	09/02 運転差止訴訟の進行協議（松浦・和田）
07/21 第114回事務局会	09/03 第118回事務局会
07/22 伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会傍聴（和田、中尾、村田）	09/03 11・1を成功させるための周辺県会議
07/23 周辺各県の中心的な団体に中村知事宛署名の目標要請	09/03 八幡浜市長への抗議文書送付／記者会見
07/27 南予連絡会主催の宇和島行動（約80名：集会とデモ、四電宇和島支店への申し入れ）	09/07 県議会「エネルギー・危機対策特別委員会」で内閣府が避難計画を説明
07/28 伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会傍聴（和田、大原、中尾、島本、越智）	09/08 第13回口頭弁論
07/28 第49回拡大幹事会	09/10 原子力規制委員会への「異議申立」／高知県宿毛市議会で陳情説明（高知の徳弘）
08/04 県議会傍聴（規制委員会説明）	09/11 第119回事務局会
08/05 県議会傍聴（資源工ネ庁説明）	09/14 第51回拡大幹事会
08/09 奈良林氏が南海放送番組で「速やかに再稼働」を主張	09/19 第120回事務局会

二 取り組みのふりかえり・到達

1. 以下、主な取り組みについて、時間順にふりかえります。

(1) 第9回口頭弁論

10月28日、第9回口頭弁論がありました。この日は、第4次提訴が併合されて初めての法廷で、原告数は1338名となりました。高橋博子さんが原告として意見陳述。高橋さんは、1歳半（当時）のわが子を守るために苦悩した母親の立場からも、また原爆やビキニ被災におけるアメリカの被害隠蔽と過小評価の歴史を研究する歴史家の立場から訴えました。

(2) 11月21日に、四電の自然エネ買取り問題で申し入れ

四電が自然エネの買取りを「保留」している問題で、伊方原発をとめる会は11月21日に愛媛県と経済産業大臣に要請を行い、四国電力に対して申し入れを行いました。四電に対しては、①「再生可能エネルギー新規契約中断」の撤回、②四国の環境を活かした中小規模の揚水発電、蓄電技術の活用、③伊方原発再稼働の断念一を申し入れました。

(3) 田中優講演会

12月23日、自然エネを活用し、電力会社に依存しない生活（オフグリッド生活）を実践している田中優さんを講師に学習・討論を行いました。愛媛県美術館講堂で開催された集会には100名が参加しました。田中さんは、ドイツと比べつつ課題を明らかにし、日本の場合、「調整力」を持たない点が問題で、「蓄電」機能が不可欠と指摘しました。

(4) 裁判所に署名9万7千筆を提出

12月24日、「早期に伊方原発の運転差し止め判決を求める署名」9万4千筆を超えて松山地方裁判所に提出しました。（その後累計9万7000筆に）9月20日の第4回定期総会で呼びかけ後、3カ月間という短い期間で集めたものです。四国および大分、山口、広島、岡山など伊方原発周辺の県で積極的に取り組まれたほか、全国各地からも署名が寄せられました。

(5) 環境安全管理委員会に公開質問

12月24日、伊方原発環境安全管理委員会の原子力安全専門部会に公開質問をしました。内容は「基準地震動」が「平均像」をもとに計算されている問題を部会で議論しているかなどを問いました。不当にも、回答しないとの対応でした。

(6) 第10回口頭弁論

2月10日に第10回口頭弁論が行われました。原告、支援者など110名が松山地裁に集まりました。原告からは益田紀志雄さん、和田宰さんが陳述しました。引き続き法廷で、30分間、映画「日本と原発」の一部を提示・上映しました。

(7) 3・11に新居浜と松山市で集会

3月11日、松山では夕方6時から「伊方原発をとめる3・11愛媛集会」とデモが行われました。伊方原発をとめる会がよびかけ、約300名が参加しました。各団体から4名が発言しました。集会の後デモが行われました。この日は、伊方原発再稼働を許さないと伊方原発前で集会が行われ、新居浜でも100名の集会とデモが行われました。

(8) 井戸謙一講演会

3月22日に、国内で初めて原発の運転差し止め判決を言い渡した元裁判長・井戸謙一さんの講演会を開催しました。松山市のコムズで開催し約200名の参加がありました。井戸さんが用意した資料は、パワーポイント85枚に及び、健康・医療面のほか、地震動問題などの技術面から、また経済面からも語られました。

(9) 航空機衝突問題で申入れ

4月2日、知事に対し、「伊方原発への航空機衝突に関する四国電力答弁を訂正させ、航空機落下問題で『想定外』を作らないよう求める申し入れ」を行いました。航空機と伊方原発の衝突が分析されたかのような四国電力の説明の訂正を求めること、直接衝突の対策も含め、国と四国電力に検討を求めることなどを申し入れました。

(10) 県議候補者にアンケート

3月24日付で、愛媛県議会議員選挙の予定候補60名に原発再稼働に関するアンケートを送り、期限までに届いた回答は14通でした。11名の候補が反対、どちらかといえば反対と回答しましたが、反対表明の候補のうち当選した人は5名でした。

(11) 第11回口頭弁論

4月21日、第11回口頭弁論が行われました。弁護団は、伊方1号炉訴訟の際に提出され、裁判長が交代し審議もされず放置された生越忠（おごせすなお）鑑定書に基づく主張などを行いました。原告は、斉間淳子さんが意見陳述。伊方原発の立地に向けた用地買収が秘密裏に行われていた時期から、一貫して原発に反対してきた訴えは圧巻でした。

(12) 「日本と原発」上映会

5月10日、松山市内で「日本と原発」の上映会を行いました。午前午後2回の上映で300名の参加がありました。福島第一原発事故の直後、近藤駿介・原子力委員会委員長が示したといわれるパワーポイント資料も衝撃でした。列島を分断する危機が現実にあったことを示していました。

(13) 審査書案について、原子力規制委員会に申入れ

5月20日、原子力規制委員会は、四国電力伊方原子力発電所3号機について再稼働の前提となる審査書案を発表しました。ただちに抗議申し入れを行いました。私たちが申入れた最新知見での徹底検証がなされていないことを指摘しました。

(14) 6・7大集会に2500人

6月7日午後、NO NUKES EHIME2 「フクシマを繰り返すな！ 伊方原発再稼働やめよ!! 6・7大集会」が松山市城山公園で開催されました。集会には四国4県及び広島、山口、岡山、大分など各地から参加があり、2500人の熱気あふれるものとなりました。「岬めぐり」で知られる山本コウタローさんは、伊方原発を再稼働させてはならないと強く訴えました。

(15) 第12回口頭弁論

7月14日に、第12回口頭弁論が開催されました。弁護団は、水素爆轟（ばくごう）問題、海水ポンプ問題などを陳述。原告は、森瀧春子さん（広島市在住）が、福島で被ばくした牛たちに、まだら状の斑点のできた異常な子牛が八頭生まれている事実を紹介。遠藤素子さん（八幡浜市在住）は、地元住民との対話から、子や孫に危険なものを残してはならないと訴えました。

(16) 7月15日の審査書確定にあたって

7月15日、伊方3号機が新規規制基準に適合していると発表された直後、ただちに記者会見を行いました。深層防護の第5層が除外されている審査は「欠陥」であると指摘し、また、放射性物質が住民の住む環境に放出される事態が避けられないとしているのであり、原発を稼働させるということは、こうした危険が回避できないことをアピールしました。

(17) 再稼働に追従せぬよう申入れ

川内原発1号機が再稼働した8月11日、愛媛県知事に対し、川内原発の再稼働は国民に対する侮辱であり、これに追従しないよう求めました。

(18) 第13回口頭弁論

9月8日に第13回口頭弁論が行われました。原告からは徳弘嘉孝さん（土佐市）が若い頃に核のエネルギーに夢をもったが、実際は人間を痛めつけるものだった、撤退すべきと訴えました。向井公子さん（松山市）は娘さんへの被ばくを避けて転居したことなど実体験に基づいて訴えました。

(19) 9月議会に請願陳情を行いました。

愛媛県内自治体議会並びに高知県内の自治体議会、香川県内の自治体議会、徳島県の一部の自治体議会に対して請願または陳情を行いました。内容は二つに分け、一つは愛媛県知事に「再稼働を認めないよう」求めるもの、もう一つは「原発問題の本質を深める公開討論会を行うよう」求めるものです。高知県の南国市議会などが「公開討論を求める」意見書を中村知事に送りました。砥部町議会では総務委員会で採択されましたが本会議で否決されました。

(20) 愛媛県知事に対する新たな署名行動

6月7日の集会～9月末までの間に、愛媛県知事にあてた新たな署名運動に取り組みました。①再稼働を認めないこと、②原発問題の本質を深める公開討論会を開催することを求める内容です。7月4日には、周辺県の中心的人人たちに集ってもらい、意義を確認し、署名用紙を普

及しながら取り組みました。9月17日現在5万7360筆です。10月5日に愛媛県知事宛提出の予定です。

(21)「STOP伊方原発！11・1全国集会 in松山—福島をくり返さない！—」の準備に取り組んでいます。

9月3日この集会準備の為に、伊方原発周辺各県で運動の中心にいる人たちに集ってもらいました。四国各県内と広島県内から役員が参加、「原発をなくす全国連絡会」からも代表が参加しました。集会名称を確定し、集会の主催は「伊方原発をとめる会」としました。協賛を中央の4団体に要請することにしました。前日、八幡浜市長が伊方原発の再稼働を認める回答を知事に行ったことについて抗議文書を発し、記者会見を行いました。

三 会計決算書と監査報告

(1) 2014年度会計決算書

別紙

(2) 会計監査報告書

別紙

2015年度活動方針

一 情勢

① 伊方原発の再稼働をめぐる動きは10月6日に、重大な局面を迎えようとしています。愛媛県議会の「エネルギー・危機管理対策特別委員会」が、伊方原発の再稼働を求める請願2本と、再稼働に反対する請願2本に関する参考人からの事情聴取を終えて、10月6日に採決すると報じられています。事情聴取は国と四国電力の話を聴いただけです。批判的見地をもつ専門家の意見は全く聴取していません。伊方町の山下町長が、町議会最終日の10月6日以降に、伊方3号機の再稼働について「判断」し、知事に報告すると報じられています。推進側が連携の上で10月6日が位置づけられています。

② 県議会と並んで知事が重視しているとされるのが、伊方原発環境安全管理委員会・原子力安全専門部会の対応です。部会が急テンポで開催され、四国電力と国の説明を受けただけで「まとめ」を作成しました。環境安全管理委員会でこれを確認し、9月1日には知事に報告されました。また、知事の要望を受けて四国電力が「おおむね1000ガルに対応」としたのを同部会が確認したとしています。誇大広告的とさえ言える問題です。これらは一切批判的な専門家の意見を聴取することなくまとめたものであり、検証に値しないものです。

③ 市町の動きも加速しています。最も露骨で住民の厳しい批判を浴びているのは八幡浜市での動きです。市長が議員にも知らせず、知事に再稼働を認める回答をして批判を浴びました。今度は、市議会に突然再稼働促進の議決をはかる動きが出て、議員の半数近い7人が退席する中8名で可決して、再稼働を促すという暴挙が行われています。

伊方原発周辺の市町では、首長が「再稼働の是非は示さず賛成・反対があることを伝え、知事の判断を尊重する」と表明することが出ています。議会の総務委員会などで、公開討論会の開催要求を「採択」、あるいは「趣旨採択」するところが出ています。最終的に再稼働反対や公開討論開催の採択には至らないまでも、「東京電力福島第1原発事故は収束していない」との意見や、「幅広い意見を聞くべきだ」と公開討論会に賛成する議員も広がっています。住民とともに議員さん達にも働きかけて、事実を知る、語り合う取り組みがいっそう重要になって

います。

- ④ 愛媛新聞が 2015 年 2 月～3 月で伊方原発の再稼働についてアンケートした結果は、再稼働に反対が 69.3%、再稼働賛成は 30.8%でした。8 月 20 日には、市民団体「伊方原発 50 キロ圏内住民有志の会」が 7 カ月かけた住民アンケートの中間結果が報告され、メディアにも大きく取り上げられました。伊方町の 2,488 戸を訪問し、881 件の回答を得たものです。回答のうち 51%が再稼働に反対し、賛成は 27%でした。西予市が 8 月 19 日に市内で開いた説明会で配布したアンケートの結果が最近報告されました。「反対」「どちらかと言うと反対」が計約 63%を占めたと報じられました。再稼働に「賛成」「どちらかと言うと賛成」は計約 20%で、「どちらとも言えない」が約 15%だったとのこと。県民世論の不安と再稼働に反対する住民の思いが堅牢であることを示しています。
- ⑤ 参議院で安保法案の採決が強行されましたが、原発問題にも関わる深刻な問題です。安倍政権の「成長」戦略、武器を含めた輸出攻勢の中に、原発輸出も位置付けています。そのことが国内の原発再稼働への強い衝動になっていることも見落としてはならない問題です。

二 具体方針

- (1) 県知事に対し、再稼働を認めないこと、原発問題の本質を深める「公開討論会」の開催を求めます。
 - ① 原発再稼働に批判をもつ専門家・研究者の意見を全く聴取しないまま、判断をすすめようとする愛媛県と知事の態度には重大な瑕疵があることを指摘します。
 - ② 再稼働を認めず、原発問題の本質を深める「公開討論」を開催するよう署名を提出し、世論を喚起します。
- (2) 伊方原発の再稼働を巡る重大な時期にあたり、「STOP伊方原発再稼働！11・1全国集会 in 松山—福島をくり返さない！」を開催します。
 - ① 伊方原発をとめる会が、集会を主催します。
 - ② 原発再稼働を許さない取り組みをすすめている全国規模の 4 団体に「協賛」をお願いし、連携してとりくみます。
 - ③ 一万人規模の集会として準備をすすめます。
- (3) 四国電力に再稼働の断念を求め、廃炉に向けた取り組みを要求します。
 - ① 絶対に事故を起こさないことを確実にするために再稼働を断念するよう申入れます。
 - ② 廃炉に取り組むことを求め、再生可能エネルギーへの積極的な対応を求めます。
- (4) 地域での映画会、講演会、学習会、集会、署名・宣伝行動にとりくみます
 - ① 原発の危険性、地震・津波の問題、被ばくや人権や倫理の問題、自然エネルギー、経済問題、廃炉へのとりくみ、後世への責任の問題などについて学びの場を広げます。
 - ② 「日本と原発」上映会を、大小規模を問わず、地域で開催します。
 - ③ 地域での学習会などに協力し住民の恒常的な運動につながるよう工夫します。
 - ④ とくに、佐田岬半島や周辺市町などでの地域宣伝行動を強めます。
- (5) 伊方原発運転差止訴訟への支援を大規模に広げます

- ① 裁判の傍聴と報告集会を規模・内容ともに充実させます。
- ② 伊方原発運転差止訴訟の早期判決を求め、住民の思いを裁判所に伝える取組みをすすめます。
- ③ 違憲陳述を収録したブックレットの普及をすすめます。

(6) 首長・議会等への働きかけを強めます

- ① 四国及び周辺県の議会への請願・陳情や、首長への要請を行います。
- ② 議会において、請願・陳情資料の説明機会を増やしてもらえるよう働きかけます。

(7) 国に向けた運動を強化します

- ① 原子力規制委員会への「異議申立」では、専門家と連携して陳述を行い、その前後には記者会見をおこない世論に訴えます。
- ② 国会議員への働きかけを強め、国会での追及を強めます。情勢に応じて、広く県民・国民世論の喚起につながる取組みを検討し、会員が一致する内容で取り組みます。

(8) 全国的な運動と連携します

原発再稼働阻止、廃炉を求める各地の運動と連携を深めます。原告団の全国連絡会議に参加し、全国の運動に学び、とりくみに生かします。

(9) 会員増と地域連携を強化します

個人・団体の会員を増やし、地域での連携を強めます。地域での自主的創造的な取組みが強められるようにします。

(10) 再生可能エネルギー等に関する研究運動との協力をすすめます

太陽光、バイオマス、風力などの自然エネルギーを活用する住民運動と協力して行きます。

(11) ニュース、パンフレットなどを発行します

- ① 集会、講演会、情勢、裁判等に関するニュースを適宜発行します。
- ② わかりやすいチラシやリーフレットなどを作成し宣伝を強めます。

(12) ホームページの充実

イベントごとに、迅速に記事をアップします。幅広く読まれるよう改善をはかります。

(13) 財政確立

財政確立のために会員の確保を広げ、財政にも寄与する資料普及、書籍普及などに取り組みます。

(14) 会の運営方法

会の運営とあらゆる行動において非暴力に徹します。会の決定については合意方式（コンセンサス方式）をとり、粘り強く合意形成をはかります。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 三 | 2015年度会計予算書（案） | 別紙 |
| 四 | 役員（案） | 別紙 |
| 五 | 規約（資料） | 別紙 |

2014年度 伊方原発をとめる会 会計決算書

2014/4/1～2015/3/31

【収入】

単位円

項目	予算額	決算額	13年度決算	予算決算差額	備考
繰越金	1,216,354	1,216,354	799,408	0	
個人会費	1,800,000	2,015,000	1,344,000	215,000	過年度分の入金遅れ含む
団体会費	400,000	402,000	107,000	2,000	
カンパ	300,000	557,612	782,200	257,612	カンパ(主に郵便振替による)
事業収入	500,000	139,550	706,027	△ 360,450	講演会資料代など
雑収入	10,000	215	3,475	△ 9,785	預金利息など
預り金	0	3,180,000	278,000	3,180,000	第4次訴訟の預り金
合計	4,226,354	7,510,731	4,020,110	3,284,377	

【支出】

項目	予算額	決算額	13年度決算	予算決算差額	備考
講師費用	300,000	330,000	539,059	30,000	講師旅費・謝礼
賃料	480,000	480,000	0	0	事務所家賃2013年、2014年分(24万円×2)
人件費	150,000	64,000	56,000	△ 86,000	アルバイト費用
集会会場費	200,000	87,540	283,080	△ 112,460	集会、講演会時の会場使用料など
会議費	100,000	34,170	58,650	△ 65,830	拡大幹事会・原告団会議会場費など
宣伝費	700,000	353,448	664,823	△ 346,552	チラシ印刷費など
通信費	900,000	836,679	876,047	△ 63,321	ニュースNo.10～13/案内ハガキ/電話代など
事務所経費	100,000	70,455	45,123	△ 29,545	光熱費、備品購入
事務所活動費	450,000	332,084	158,530	△ 117,916	交通費、駐車料金、印刷代、コピー代
消耗品費	110,000	145,283	109,792	35,283	コピー用紙、封筒代等
弁護団支援費	300,000	0	0	△ 300,000	
雑費	50,000	49,080	12,652	△ 920	送金手数料ほか
予備費	108,354	0	0	△ 108,354	
預り金	278,000	3,458,000	0	3,180,000	
事業費	0	508,278	0	508,278	
合計	4,226,354	6,749,017	2,803,756	2,522,663	

収入総額	7,510,731
支出総額	6,749,017
繰越金	761,714

(注)事業費のうちブックレット作成費が378,000円ありますが、その売上収入は2015年度に計上されます。

伊予銀行	300,345
愛媛銀行	134,090
ゆうちょ	277,506
郵便振替口座	10,102
現金	39,671
繰越額計	761,714

会計監査報告書

2014年4月1日から2015年3月31日に至る2014年度会計処理、及び2015年4月1日から8月31日までの会計処理について監査を行いました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

松山市三番町5丁目2-3「伊方原発をとめる会」事務所において、事務局会計部長、事務局次長に説明を求めながら、会計帳簿と入出金の帳票類について詳細に調査し監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計処理は適切に行われています。
- (2) 決算関係書類及びその付属明細書は、収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 昨年に引続き強く要請しますが、半期ごとには会計報告を行い、予算執行管理に努力してください。
- (4) 会計年度（4月～3月）と総会時期の差が大きいのので検討してください。

以上

2015年9月13日

伊方原発をとめる会

監事

篠崎英代 

監事

高下博行 

2015年度 伊方原発をとめる会 会計予算書

2015/4/1～2016/3/31

【収入】

単位円

項目	予算額	前年度決算額	中間決算額	備考
繰越金	761,714	1,216,354	761,714	中間決算額は8月31日現在の数値です。
個人会費	1,400,000	2,015,000	643,000	
団体会費	400,000	402,000	126,000	
カンパ	1,900,000	557,612	1,088,686	うち郵便振替が58万余円、6・7集会が47万円弱あります。
事業収入	1,000,000	139,550	766,182	うちブックレット売上42万円、「日本と原発」上映収入は33万円
雑収入	10,000	215	78	
預り金	0	3,180,000	0	原告費用の計上予定なし
合計	5,471,714	7,510,731	3,385,660	

【支出】

項目	予算額	前年度決算額	中間決算額	備考
講師費用	800,000	330,000	453,100	山本コウタローさんなど5名に支払済
賃料	240,000	480,000	0	事務所家賃2015年分=24万円
人件費	120,000	64,000	12,000	アルバイト費用
集会会場費	1,300,000	87,540	420,458	11・1集会、講演会時の会場使用料など
会議費	80,000	34,170	22,930	拡大幹事会・原告団会議会場費など
宣伝費	700,000	353,448	527,868	チラシ印刷費など
通信費	900,000	836,679	549,249	ニュースNO14、15、16、17の4回分ほか
事務所経費	100,000	70,455	0	
事務所活動費	500,000	332,084	289,429	異議申立陳述旅費、交通費、印刷代、中央集会派遣など
消耗品費	150,000	145,283	66,418	コピー用紙、封筒代等
弁護団支援費	300,000	0	0	
雑費	50,000	49,080	14,401	
予備費	131,714	0	0	
預り金	0	3,458,000	0	預り金予定なし
事業費	100,000	508,278	0	
合計	5,471,714	6,749,017	2,355,853	

中間決算(8/31現在)

収入総額	3,385,660
支出総額	2,355,853
繰越金	1,029,807

伊予銀行	361,325
愛媛銀行	220
ゆうちょ	233,667
郵便振替口座	348,063
現金	86,532
繰越額計	1,029,807

役員（案）

（アンダーラインは新役員）

1. 共同代表（14名）

安西賢誠（真宗大谷派専念寺住職）、大原英記（県平和運動センター事務局長）、
草薙順一（弁護士）、河野文朗（愛媛医療生協前理事長）、白戸暉男（農業）、
須藤昭男（インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身）、清野良榮（松山大学
教授・福島県出身）、立川百恵（コープえひめ元理事長）、中尾寛（愛媛労連副議長）、
松浦秀人（愛媛県原爆被害者の会事務局長）、真鍋知巳（医師）、村田武（九州大学
名誉教授）、和田宰（伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議代表幹事）、渡部寛志
（福島県南相馬市から避難した農業従事者）

2. 幹事（33名＋弁護士から4名）

阿部純子 安西賢誠 石本憲一 逢坂節子 大嶋慶太 大西俊夫 大原英記
奥田恭子 越智勇二 梶原時義 加藤俊生 草薙順一 国元雅弘 来島頼子
松浦秀人 村中恵 坂田進 島本保徳 須藤昭男 武井多佳子 立川百恵
中尾寛 中村嘉孝 中山歩美 西原一字 畑野稔 村田武 山本勲 和田宰
松尾京子 堀内美鈴 向井公子 和田弘子

弁護士から（薦田伸夫 高田義之 中川創太 東俊一）、

3. 会計（3名）

奥田恭子 西原一字 松浦秀人

4. 監査（2名）

高下博行 篠崎英代

5. 事務局（14名）

○事務局員 大原英記 奥田恭子 越智勇二 草薙順一 村中恵 島本保徳
武井多佳子 中尾寛 西原一字 松浦秀人 松浦文子 和田宰
向井公子 和田弘子

○事務局長 草薙順一

○事務局次長 和田宰

伊方原発をとめる会 規約

- 1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1）講演会、集会、学習会などの開催
 - （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - （3）伊方原発訴訟への支援
 - （4）署名活動、首長・議会等への請願など
 - （5）ホームページの開設、運営
 - （6）その他
- 4条（会員及び総会）
- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
 - （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
 - （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- （1）本会に共同代表を置く。
 - （2）本会には50名程度の幹事を置く。
 - （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
 - （4）本会に会計を置く。
 - （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
 - （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- 6条（財政）
- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上とする。
 - （2）広く寄付金を募る
 - （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2012年9月9日改正

【事務所】

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3 ハヤシビル3F

TEL:089-948-9990 FAX:089-948-9991 E-MAIL: ikata-tomeru@nifty.com